\bigcirc

○ 大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

(略)	1111	(略)	1	別表第	
(略)	式のものを除く。) る凝縮施設、吸収施設の機造の製造の用に供す	(略)	用するものを除く。)電気又は廃熱のみを使電気又は廃熱のみを使がれるものを除く。)がイラー(熱風ボイラ	一(第二条関係)	改正
(略)	はポンプの動力が一キロワッ はポンプの動力が一キロワッ り算定した伝熱面積が一〇平 の算定した伝熱面積が一○平	(略)	時間当たり五○リットル以上時間当たり五○リットル以上		案
(略)	=======================================	(略)		別表第	
(略)	式のものを除く。) 式のものを除く。) のものを除く。) 神酸の製造の用に供す	(略)	用するものを除く。)電気又は廃熱のみを使っを含み、熱源としているがある。	一(第二条関係)	現
(略)	が一キロワット以上であることが一キロワット以上であるか、又はポンプの動力伝熱面積が一○平方メートル以	(略)	算定した伝熱面積(以下単に「 方メートル以上であるか、又は 方メートル以上であるか、又は がーナーの燃料の燃焼能力が重 がーナーの燃料の燃焼能力が重 がーンマ		行